

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：山形県
農業委員会名：長井市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,720	257	-	-	-	2,980
経営耕地面積	2,772	195	138	41	5	2,967
遊休農地面積	1.2	3.1	-	-	-	4.3
農地台帳面積	2,829	534	-	-	-	3,363

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,217
自給的農家数	417
販売農家数	800
主業農家数	179
準主業農家数	204
副業的農家数	417

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,213
女性	492
40代以下	75

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	191
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	4
農業参入法人	12
集落営農経営	15
特定農業団体	
集落営農組織	15

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	17	17
認定農業者	-	12
認定農業者に準ずる者	-	
女性	-	2
40代以下	-	
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	6

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,000ha	2,306ha	77%
課 題	農地中間管理事業が始まって6年目を迎え、優良農地の貸付が一巡したことから、担い手への農地の利用集積・集約化の面積が鈍くなってきている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
2,400ha	2,221ha		92.54%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	(年間を通して実施) ・離農者や受け手のない農地を抱える農業者に対し、農地中間管理事業の利用に誘導する。(農地中間管理事業のマッチング時期は9月及び1月) ・森・東五十川地区の基盤整備を踏まえ、離農者や受け手のない農地を抱える農業者に対し、担い手への利用権設定、所有権移転を促す。
活動実績	・市内6地区で、長井市人農地プラン座談会を開催した。 (8/28致芳、8/30中央、9/2平野、9/3豊田、9/4西根、9/10伊佐沢) ・農地中間管理事業 (10月集積:45件、27ha 2月集積:74件、33ha)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地中間管理事業のスケジュールに基づき、適切な目標であった。
活動に対する評価	計画通り実施はしたものの、平野地区で大規模農家の高齢化による離農により、遊休化は防止できたが担い手だけでの吸収は難しく、目標は達成できなかった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	4経営体	1経営体	2経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	3.4ha	0.99ha	1.7ha
課題	農業者の高齢化及び担い手の減少により、後継者不足が進んでいる。若年層、青年層の担い手確保が急務である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
6経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
6.0ha	0ha	0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用権設定や取得に必要な下限面積について、現行の50アールから引き下げるか農地専門部会で検討する。
活動実績	農業委員会総会において、下限面積を一体利用や空き家等の条件付で制限を設けないこととした。(令和2年3月25日議案上程・同年4月1日施行)

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月何日に何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規就農者の確保は他自治体との競合もあり、難しい課題である。
活動に対する評価	令和2年4月1日から下限面積においては条件付で制限なしとなったので、参入障壁を緩和する活動ができたといえる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A) 3,000ha	遊休農地面積(B) 4.9ha	割合(B/A×100) 0.002%
課 題	遊休農地の大部分は、耕作条件が悪く借り手を探すことが困難であることに加え、遊休化して時間が経過しているケースも多いことから、非農地通知により解消を図る。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0.6ha	120%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		28人	8月～9月	9月～11月
	農地の利用状況調査	調査方法	○7月～8月上旬 調査日程、方法、内容の確認・決定 (農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局) ○8月下旬～9月 市内6地区において、利用状況調査 (農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、市農林課)	
	農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～1月 調査結果取りまとめ時期 1月～3月		
その他の活動	解消が困難な遊休農地について、所有者の意向も聴きながら必要に応じて非農地判定を実施する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		28人	8月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 0筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動	—			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休化の恐れがある農地を中間管理機構に貸付け解消し、目標達成することができた。
活動に対する評価	前年農地パトロールで発見された所有者不明の農地について、制度を活用し中間管理に貸付けることで遊休化を防ぐことができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,000ha	0ha
課 題	農業者に、違反転用の認識がないケースが見られるため、たとえ自らが所有する土地であっても、農地を農地以外の用途に供する際は農業委員会への届け出が必要という意識の醸成が必要となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	(半期ごと1回)広報誌で農地転用許可制度の周知を図り、違反転用の未然防止を推進する。(8~9月)利用状況調査(農地パトロール)実施の際に、違反転用の早期発見に努める。
活動実績	農地パトロールの際に、市内全域で違反転用の早期発見に努めた(8月)
活動に対する評価	故意による違反転用は無いものの認識不足による違反転用が散見されるので、引き続き周知を実施していく。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 93件、うち許可 93件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	農地の利用状況、農業従事状況、農機具所有情報、農業者年金への影響などを確認するとともに、担当農業委員による現地調査を実施している。				
	是正措置	-				
総会等での審議	実施状況	許可要件の説明と担当農業委員による現地調査報告、審議				
	是正措置	-				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等の説明した件数			0件	
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数			0件	
	是正措置	-				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会総会議事録(議案書含む)を作成し、請求があった際に事務局内で閲覧させる形をとっている。				
	是正措置	-				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-				

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 35件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	事務局職員による書類の確認、農地区分、許可要件の確認。また900㎡未満は事務局による現地調査、900㎡以上は農地部会と地元農業委員による現地調査を実施。				
	是正措置	-				
総会等での審議	実施状況	許可要件の説明と農地部会報告(900㎡超のみ)を行った後に審議し、総合的に判断している。				
	是正措置	-				
審議結果等の公表	実施状況	農業委員会総会議事録(議案書含む)を作成し、請求があった際に事務局内で閲覧させる形をとっている。				
	是正措置	-				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	21日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		12 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 285 件 公表時期 令和2年3月 情報の提供方法: 市内全農業者へ全戸配布した。また、事務局に備え、農業者から求めがあれば随時提供している。
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 128 件 取りまとめ時期 令和2年3月 情報の提供方法: 統計調査報告を行っている。
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,363 ha
		データ更新: 農地の権利移動、相続の届出等、毎月更新を実施している。 公表: 所有者等の個人情報を除き、全国農地ナビで公表している。
	是正措置	—

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

議事録は永久保存しており、求めに応じて公表できる。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	提出先:長井市長 概要: 1 農地の利用集積について 2 担い手対策について
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--